

令和4年度第3回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和4年12月15日（水） 13：00～15：00

出席委員：青木委員、指宿委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、奈良委員、原田委員、平尾委員（座長）、藤崎委員、安井委員、柳委員（五十音順）

欠席委員：梅田委員、小根山委員、藤井委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	パブリックコメントの対応について	資料1、 (委員限り)	LED照明器具（非常用照明設備）	専用型は「常時点灯しないもの」という定義で合っているか。火災時の非常誘導灯は常時点灯しているがそれは専用ではないのか。非常誘導灯はどの建物でも数多く入っており、LEDを使えば省エネになるのではないかな。	今回対象外とする専用型については、常時は点灯せず災害等の停電時のみに、蓄電池や非常用電源で点灯するものとした。誘導灯については、資料2の49ページに記載しているとおり、従前よりグリーン購入法のLED照明器具には含まれないものとなっている。
2	パブリックコメントの対応について	資料1、 (委員限り)	太陽光発電システム	今、日本が世界の中で優位性を持てるところに対して、環境規制がないという指摘が、国内からでも海外からでも出てくるのではないかな。パブリックコメントへの対応のコメントが冗長なため、有害性のある物質に関しては徹底した適正処理をし環境中に出さないという姿勢で臨んでいるという書き方にした方がよい。	ご指摘を踏まえ、適正処理でしっかりとした対応を行うという主旨で、簡潔な書きぶりに修正する。
3	パブリックコメントの対応について	資料1、 (委員限り)	タイルカーペット	パブリックコメントへの対応方針の2行目、「河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制」ではなく「発生の抑制」ではないかな。	確認し正しい表記とさせていただきます。
4	基本方針改定案について	資料2、資料3	印刷用紙	古紙パルプの最低保証配合率を60%から40%以上に下げるにあたって、40%の考え方は整理されたか。	過去10年の古紙の需給状況等を確認した結果、市場にある古紙が6割弱程度に減ってきている。元々の最低保証の60%に、減少率60%を掛け、約40%ということで整理した。
5	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	今回カーボンフットプリントを新たに導入し、配慮事項としてかなりの品目で設定しているが、全体に被せてしまうというようなやり方もあるのではないかな。配慮事項に入れることに業界から抵抗がある品目もあるのは事実だが、今後はカーボン・オフセットをかなり重視するという方針を作るということを検討してはどうか。	全業界でカーボン・オフセットに取り組んでいく必要があると考えており、基本方針の前文にカーボンフットプリントの取組について記載した。業界ごとにまだ難しいというご意見もある中、国等の調達の基準であって各業界に何か制約をかけるものではないことをご理解いただいた上で、網羅的にかけるのではなく意見の調整をし順次追加を行っていく方向で、対象とする品目を選定していきたいと考えている。
6	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	カーボンフットプリントの数値がいろいろな商品に出た時に、それぞれの商品でどう評価するか。あるものは何gで、また別のあるものは何gという時に、商品の環境性を評価できる物差しを今後考えていく必要があるのではないかな。	経済産業省において、カーボンフットプリントガイドラインの策定に向けて検討が行われている。第一段階として、各製品、各サービスの比較ではなく、各製品、サービスごとの排出量の算定を優先して、ガイドラインの策定を行う方針であり、次の段階で、比較可能なカーボンフットプリントの算出方法の検討を行うと聞いている。今後、カーボンフットプリントの算出方法の策定等を踏まえた上で、グリーン購入法の中での取り扱い等についても、随時検討を行いたいと考えている。
7	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	算定を求めるのではなく、コミュニケーションの方を重視していくかたちで、みんなが議論できる情報は提示しなければいけない。そのための基準や方法を定めるという方向はやるべきではない。算定基準を作る方向で考えることには反対である。	

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
8	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	必ずしも基準を作るというのではなく、消費者が商品のカーボンフットプリントが何gという記載を見た時に、どう評価したらいいのかが分かるような情報が必要なのではないかという意味である。	
9	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	わかるような情報というところは賛成である。それがガイドライン、方法論になると、物の見方を定めることになってくる。コミュニケーションをどうするか、そのための情報の開示の仕方に力を注いでいくべき。	カーボンフットプリントの取組が十分に業界でも始まっていないところもあり、その先のことを具体的に検討するのは現状難しい。最終的にはカーボンニュートラルを目指すことを考えると、カーボンフットプリントで算出された排出量を引き下げていく方向は示す必要がある。いきなり基準となるような設計ではなく、考え方のお示しになるが、排出を下げていくためのグリーン購入法としてのあり方を、今後、検討会の中でご意見等を踏まえながら、検討させていただきたい。
10	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	前文でカーボンフットプリントという言葉が入り、メッセージとしては強く出た。実際に基準の方にまで入れた品目が出てきた中で、各業界の気づきになり、早めにご対応いただけるよう、事務局から業界に働きかけをしていただきたい。	
11	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	環境に配慮された商品を公共調達の中で優先的に行っていくことにより、そういったものが多く市場に出てくることを消費者としては望んでいる。定量的なバックデータとして、カーボンフットプリントが計算されていることも大切だが、商品に何らかの表示をしていただき、消費者に向けて環境意識の醸成に役立つような工夫の努力を事業者に対してもお願いしたい。	一般消費者が実際に購入する際に、商品を見て排出量等がすぐにわかるような取組が重要だと我々も感じている。今後、カーボンフットプリントの取組が進む段階で商品における環境情報の表示についても進められるよう検討していく。
12	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	エコマークとしても、情報の表示の点は非常に重要だと考えている。エコマークの認定情報は、認定番号や商品ブランド名、最近はJANコードも合わせて情報提供しており、そこにCO2排出量もしくは削減量データを結び付け、例えばECサイトに情報をセットで提供するなどして普及していくということを来年度から考えている。	
13	基本方針改定案について	資料2、資料3	カーボンフットプリント	最近はECサイトとの連携も進んでいる。通販で購入する消費者もそうしたところから選べるようになってくる。省庁も商品選択の時に情報が使えるように今後ぜひ検討していただきたい。	

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
14	基本方針改定案について	資料2、資料3	情報開示によるコミュニケーションについて	グリーン購入法で、こういう製品は良いというお知らせをしていると思うが、使用者から上手く作動した、上手く環境負荷が下がらないなど、意見が集まると今後の展開に役立つのではないかと。そういう双方向のコミュニケーションの仕組みを今後構築する予定は考えていないか。	使用者から環境配慮製品の使い勝手などの情報収集は難しいと考えている。既存の提案募集という仕組みの中で、現行の環境配慮製品についての使いやすさ、使いにくさといったご意見を幅広く聴取できるかたちができればと考える。
15	基本方針改定案について	資料2、資料3	情報開示によるコミュニケーションについて	公共工事でも環境負荷が改善されず、逆に他の面で環境負荷が増えているのではないかと。という側面もある。そういう意見が集まってくると、効率的に環境負荷低減に役立つのではないかと。	
16	基本方針改定案について	資料2、資料3	情報開示によるコミュニケーションについて	非常に斬新な発想である。情報伝達については、生産側から消費側というのはよく議論されるが消費側の意見をしっかり取り組んでいくことは非常に大事なところである。これからデジタル化の社会になった時に、ある程度可能になってくると思うので、将来的に議論があっても良いのではないかと。	
17	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	循環型社会の形成に向けた対応について	13ページに「3. 循環型社会の形成に向けた対応」と書かれているが、循環型社会というと、廃棄物の減量ということになるため、サーキュラーエコノミーという言葉に変えた方がいい。	平成30年度のプレミアム基準検討会でご検討いただいた結果をそのまま示している。表現については、より適切で最新のものとなるよう検討する。
18	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	マスバランス方式の検討について	マスバランス方式の検討が入ってきていないが、マスバランス方式を採用するかという考え方は、ここで決めるのか、それとも他のより権威のある場所で議論され、それを参考にするという立場で進めるのか。	マスバランス方式そのもののあり方については、特定調達品目検討会の中での検討範囲ではないと考えている。マスバランス方式のあり方は、別途検討が行われ、なおかつ市場に製品が出てきた段階で、グリーン購入法の中で調達の対象とするか否かを検討する方針である。
19	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	マスバランス方式の検討について	例えばプラスチックについては、別途委員会が設置され議論されているが、マスバランスについても外で行う環境省もしくは経産省の委員会などで、マスバランス方式を使うのが適切かどうかという議論や検討を行うところがあり、それを参考にすればいいという立場なのか、それとも、マスバランスが妥当か議論をするなら、ここでやらなければいけないのか。	グリーン購入法の中で、マスバランス方式の是非についての検討を行う必要はない。マスバランス方式の是非について、現在別途検討が進められているか把握できていないため確認をさせていただく。
20	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	調達支援サービスについて	先ほどから議論になっている情報の部分で、その辺のサービスを役務の中のグリーン調達支援のような役務の中で加えていくことを検討開始してはどうか。調達支援として、効率化するようなサービスがあるという発想をこちらで出していくという検討を始めてもいいのではないかと。	環境情報に関する情報提供という役務について、現状どういったサービスがあるか、我々も十分状況等の把握ができていない。今後、情報の収集に努めさせていただきたい。
21	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	環境負荷低減に資する使い方について	いくら良い物を買っても使い方が悪いと全然効果がなくなってしまうため。使い方のマニュアルを用意したり指導をする、情報を流すという仕組みが出来上がってくることが重要である。サービスについても、どう使えば一番効果が得られるか、環境負荷低減の実効性が高まるのかの議論がほしい。実際に使い方が書いてあるエネルギー管理システムのようなものがきちんと使われるかということが重要になってくる。環境負荷が小さいペンを買って、使い勝手が悪いというので捨ててしまうと、いくら1本あたりの環境負荷が低くても、何度も買い直すので環境負荷が逆に悪くなる。物をきちんと使うことによって適切な環境負荷低減効果が得られるといったような情報があってもいいのではないかと。	物を調達した、あるいはサービスを調達した時に、具体的に使い方などをお示しできる範囲というのがどれだけあるか、我々も持ち合わせていない。環境配慮契約の中で検討をしている建物の維持管理がまさしくそれに該当する。グリーン購入法の中でどういったものが位置付けられるかは、すぐ思いつくところがない。ただ買えばいいということではなく、適正に使用される必要があるものについては、どういった情報を提供できるか、今後の検討課題としたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
22	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	環境負荷低減に資する使い方について	例えばいろいろな機器類で省エネモードが使えるものがあるが、ユーザーが省エネモードの設定をしていないがために必ずしも省エネ機能が十分果たされていない場合がある。標準設定を省エネモードにしてしまうなど、調達時に製品側の方で改善をしてもらうということもあるのかもしれない。マニュアルできちんと示すというのはいり得る。	
23	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	情報提供役務について	中国やアメリカでは、その辺は環境ビジネスとして出てきている。環境ビジネスとして大きくなっていく部分が、これから日本の中でも製品提供型ではないものが調達の対象にもなっていく。情報を受けるものが調達の対象になっていくということ意識し準備をしておかないとついていけない。エネルギーシステムのような使い方を提供が調達の対象にもなっていくということ意識した取組を始めていけるとよい。	
24	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	7ページの「国以外の主体によるグリーン購入法の促進に向けた対応」で、特に地方公共団体を念頭において検討していく、従来からここは指摘されている重要なところだと思うのが、「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」の再検討も視野」というのは、基本方針を見直すと理解していいか。	15ページでご説明させていただいている。「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」として、「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」は検討の対象外とここで明確に整理している。国等の調達が少なくとも地方公共団体が調達するような物品等があれば、対象に位置付けることについて検討が必要であるというご意見をこれまでもいただいている。実際の地方公共団体等からのご意見等を踏まえた上で、地方公共団体等が主として調達しているものについても基本方針を定めることが適切かどうか、この検討会でご審議いただきたいと考えている。
25	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	最終的には基本方針の中に、地方公共団体における環境物品等の調達を促進するための記述は入れていただきたい。グリーン購入法の法律本体の条文を見直す必要はないのか。特に環境物品等の調達の基本方針については、グリーン購入法第6条第2項に基本方針として定める事項が列挙されており、第3号の「その他」で読めるが、グリーン購入法自体の見直しを視野に入れておく必要があるのではないかと。法律の方で明確に、地方公共団体や地方独立行政法人の責務としては第4条に「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする」という努力義務規定がある。それを受け、基本方針の中にも地方公共団体や地方独立行政法人も視野に入れた記述を入れていく建て付けに、法律自体を見直した方がいいのではないかと。	現状、基本方針の考え方として国等の調達がない、または極めて少ないものは対象外としているのは、あくまで基本方針で定めた運用であり、法律で明確に定められているわけではない。法律の中では、国、独立行政法人が対象となりながらも、地方公共団体は努力義務、取り組むことが望ましいとされている。地方公共団体が取り扱う品目を基本方針に定めることは法律に反する内容ではない。特に法律の見直しまでは必要はなく、基本方針の中で、基本方針のあり方の検討で対応できる。地域格差がある場合にどう考えるかは、近々に考えなければいけない課題である。
26	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	法改正は必要ないという回答について、グリーン購入法の第6条に「基本方針を定めなければならない」という国の責務があり、6条2項に基本方針で定める事項が列挙されているがこの中で読めるということだという理解でよいか。第6条2項3号だと思うが、「その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項」、ここで読めるという理解か。	地方公共団体のグリーン購入法推進に資する品目は「その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項」で読める。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
27	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	紙の調査を9月に行ったが、古紙は都会は集まり、それが製紙メーカーの地方の工場に行き、違う地方に最終的に製品が回っているのが現状。地方の印刷業者から何とかしてほしいという話がきている状況であるため、都会と地方の間である程度対応を変える方がいいのではないか。その議論は紙の専門委員会にすぐに関係してくる。9月までにとるのはかなりタイトで、もう少しスケジュールを考えていただきたい。また、検討にあたっては、地方公共団体、地方の関係者も入れた方がいい。	議論の内容によって、回数が増える、あるいは継続的に検討するということは当然あり得る。長々と引き延ばしても仕方がないと考えており、各製紙メーカーや印刷業界のみなさまにも入っていただき、実際の検討状況を踏まえた上で見直しを行っていきたい。 地域格差がある場合にどう考えるかについても、基本的には全国で一律に調達できることという運用でやってきたため、近々に考えなければいけない課題だが、ここについても運用上で対応できるのではないかと考えている。
28	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	紙だけは地方公共団体でもグリーン購入法を守る傾向にあり、その他のものはあまりやっていない。紙製品と他の製品では、地方公共団体における取り組みにはずいぶん温度差がある。今後専門委員会を立ち上げていく中で、今のご意見を考えていただきたい。	
29	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	今の境界の部分は、これで合意ができているという理解を進めるということか。それともまた検討する余地があると考えているのか。また、例えば、地方公共団体の何々に関してはこういうものにする、という書き方にする場合など、ここまでやるとそれは逸脱するから法解釈を変えなければいけないと判断する、といった境界について明確にすべき。	現状、具体的にどういった品目を定めることについて検討するか、案があるわけではない。それが境界を越えるかどうかお答えできるところではない。実際に検討するにあたっては、法律所管官庁として環境省の見解を述べさせていただくが、法律上この項目で読めるか否か委員のみなさまにご確認いただいた上でご審議いただくことになる。
30	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	条文上できることとできないこと、基本方針を変えれば、中身をしっかり書き込めばいいという境界については議論をする必要がある。事務局の方でも一度検討していただき、来年度の立ち上がりのところでご説明いただければと思う。元々の発想としては、「国の」というところで縛ることではなく、様々な調達者が基本方針を上手く活用できるようにしたいという前向きな方向である。	
31	令和5年度における検討方針・課題について	資料4	特定調達品目検討に当たっての基本的考え方について	基本的に法律の建て付けとしては、やはり国の基本方針を定めているため、10条で、地方公共団体はその方針に従って、それぞれの予算に応じて計画を作っていくことを規定している。予算で縛られることになるため、基本方針でいくら規定しても無理なものは無理となる。現状の実態に応じて運用していかなければいけないというのが基本的な考え方である。	